

筑西広域市町村圏事務組合行政財産使用料等徴収条例

平成 16 年 3 月 31 日条例第 3 号

改正 平成 17 年 3 月 28 日条例第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 4 項の規定に基づき、行政財産の使用を許可した場合において、当該許可を受けた者（以下「使用者」という。）から徴収する使用料及びその徴収の方法等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第 2 条 筑西広域市町村圏事務組合の行政財産について使用者から徴収する使用料及びその徴収の方法等については、筑西市行政財産使用料等徴収条例（平成 17 年筑西市条例第 49 号）の規定の例による。

附 則

この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 28 日条例第 3 号）

この条例は、平成 17 年 3 月 28 日から施行する。